

源泉所得税の改正のあらまし



日印租税条約関係



平成 18 年 6 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

タックスアンサーホームページ <http://www.taxanswer.nta.go.jp>

- 源泉所得税の納付は電子納税で!!

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、先般、日本国政府とインド共和国政府との間の現行条約（日印租税条約）の内容を部分的に改める「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書」（以下「改正議定書」といいます。）が平成 18 年 6 月 28 日に発効し、日本の源泉所得税については平成 18 年 7 月 1 日から適用開始されることになりました。

この改正議定書は、配当、利子、使用料及び技術上の役務に対する料金の支払に対する源泉地国課税を軽減するとともに、みなし外国税額控除を廃止する内容となっています。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願ひいたします。

1 改正議定書では、配当、利子、使用料及び技術上の役務に対する料金に対する源泉地国における課税が軽減されました。

日本・インド両国間における投資交流の一層の促進を図るとの観点から、相手国の居住者が受領する配当、利子、使用料及び技術上の役務に対する料金に対する源泉地国における限度税率が、次のとおり軽減されました。

	改 正 前	改 正 後
配 当	15% 10%	
利 子	15% (銀行が受け取る利子は 10%) 10%	
使用料及び技術上の役務に対する料金	20% 10%	

- (1) 現行条約では、源泉地国における限度税率は、配当及び利子については 15%（銀行が受け取る利子は 10%）、使用料及び技術上の役務に対する料金については 20% となっています。
- (2) 改正後の条約では、これらの配当、利子、使用料及び技術上の役務に対する料金についての源泉地国における限度税率は、一律 10% とされました。

2 改正議定書では、みなし外国税額控除の規定が廃止されました。

- (1) 現行条約では、日本の居住者が、条約の規定に従いインドにおいて納付する租税の額は、日本において課される租税の額から控除することとされていますが、この控除の適用上、経済開発を促進するための特別の奨励措置としてインドにおいて減免を受けた租税の額についてもインドの租税として納付されたものとみなすこととされています（みなし外国税額控除）。
- (2) 改正後の条約では、このみなし外国税額控除の規定が課税の公平性や中立性の観点から廃止されることとされました。

3 改正議定書は、源泉所得税については、平成 18 年 7 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用されます。

- (1) 改正議定書は、日本の源泉所得税については、**平成 18 年 7 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用**されます。したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、その支払期日が平成 18 年 7 月 1 日以後であるものについて適用されることになります。また、支払期日が定められていないものについては、実際に支払を行った日が平成 18 年 7 月 1 日以後であるものについて適用されます。
- (2) なお、配当の場合は、たとえ平成 18 年 7 月 1 日以後に支払うこととなっていたとしても、株主総会その他正当な権限を有する機関において決議された配当が効力を生じる日（旧商法の規定に基づいて決議が行われる場合はその決議のあった日）が平成 18 年 6 月 30 日以前であるものについては、その効力を生じる日が「支払を受けるべき日」と解されることから、旧条約が適用されます。

（参考）

改正議定書は、日本の源泉所得税が課されない所得については、平成 19 年 1 月 1 日以後に開始する各課税年度の所得から適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく
税務相談室又は税務署の源泉所得税担当におたずねください。



この社会あなたの税がいきている